

監査委員告示第5号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和4年5月26日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 柴田 はすみ

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和4年4月27日（水） 午前10時30分から

2 監査対象部局及び監査の対象

議会事務局

- (1) 木津川市議会会議システム等導入業務について
- (2) 政務活動費の支出状況について（令和3年度分）
- (3) 令和3年度随意契約の状況について【調査票3】

行政委員会事務局

【公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員】

- (1) 各委員会の通常業務以外の事務について
- (2) 研修等の計画と実績について
- (3) 会計伝票証憑チェックについて

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

結果、監査を行った範囲内において、おおむね適正であると認められ、検討や改善を要する指摘事項は見受けられなかった。

なお、今後の行政運営を進める上で、注意又は要望事項について、次のとおり述べる。

ただし、軽微な事項については省略する。

【議会事務局】

監査結果報告に添える意見として、木津川市議会会議システム等導入業務について、公募型プロポーザルの条件に関して、代表者と構成員との関係は、発注仕様に基づいて適正に行い、疑義が生じないよう今後、留意されたい。初めて導入される情報システムであることから、利用者と管理する職員に対して、情報セキュリティを十分徹底するよう、研修を実施されたい。

【行政委員会事務局】

監査結果報告に添える意見として、事務局は市政全般に関わる知識が必要であることから、研修などに積極的に参加し知識の研鑽に努められたい。また、会計伝票証憑チェックについては、職員一人一人が自覚を持って事務処理を行うためにも引き続き実施されたい。